

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

神戸市灘区民ホール指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの ア 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの 指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。 指定管理者は、その代表者が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、構成員が運営業務を担当しているが、これらのうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して業務再委託先を届け出ていたが、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾、及び契約書の写し等の提出は確認できなかった。 本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。	契約書の写しの提出を受け再委託の内容を確認し、書面による承諾を行った。	措置済
(2) 意見 指定管理業務に係る修繕等について ア 修繕費等の精算項目について 指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。 指定管理者は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致していないと考えられる事例が含	協定内容に基づき、指定管理者からの報告内容を確認し、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう、指定管理者を指導した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
まれていた。 本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう指定管理者を指導されたい。 イ 併設施設の修繕費等について 区民ホールにおいては、同じ建物の中に本市保健福祉局が所有する部分（２・３階）があり、指定管理者業務要領では、「清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品等」（以下、「経費按分項目」という。）については、指定管理者が建物全体を対象に業務を実施することとされ、所要経費については、占有面積の割合で按分し、指定管理料と別に本市保健福祉局に負担を求めることができるとされている。 これにより、指定管理業務として行う修繕は、区民ホール及び同じ建物の共用部分が対象と考えられるが、指定管理者業務要領では、修繕費は指定管理料の中で予算額を４,１１４,０００円（税込）と定め、年度終了後精算することとされている。 一方、指定管理者協定書においては、平成２９年度の修繕費は２,９６３,８４０円となっており、本市所管局の経費負担分に相当する。また、本市保健福祉局は、経費按分項目に係る同局の負担分の修繕業務を指定管理者に委託している（委託料のうち修繕費は１,１５０,１６０円）。 しかしながら、当該委託業務の仕様書には、経費按分項目に係る業務のほか、同局所管部分（２・３階）の施設及び設備の維持管理業務及び修繕も含まれており、指定管理者協定書の内容と合わせると、指定管理者業務要領における指定管理業務の修繕予算額４,１１４,０００円で、本市保健福祉局所管分も含めた修繕を行うこととなることから、指定管理者業務要領における修繕の範囲と異なっている。 本市所管局は、業務要領の作成や協定締結にあたっては、本市保健福祉局と指	経費負担と業務対象区域の区分について、明確にするよう、保健福祉局及び指定管理者と協議しているところである。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
定管理者との委託内容も把握したうえ、それぞれの経費負担と業務対象区域の区分を明確にされたい。		
利用料金の取り扱いについて 区民ホールに適用される神戸市立区民センター条例では、指定管理者に区民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとしているが、指定管理者が、自主事業として、公募団体と共催で市民講座（参加料徴収あり）を開催するため、利用料金を定めていない自由使用施設である 1 階ロビー北側を会場として占用使用し、当該共催団体から運営費負担金として会議室の利用料金に準拠した金額を徴収していた例があった。 しかしながら、講座開催にあたり、当該共催団体からは、同じ金額が利用料金として記載された会場の利用申込書を提出させていた。 本市所管局は、条例の定め等のない施設の利用に関して、その取り扱いを明確にしたうえ、必要な場合は条例で規定するなど適切な対応を取るとともに、指定管理者が適正な処理を行うよう指導されたい。	条例の定め等のない施設の利用に関して、指定管理者と協議し、検討しているところである。	措置方針